第三条　子ども手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による子ども手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第二号による届書を市町村長に提出しなければならない。

（現況の届出）

第四条　受給者は、平成二十二年六月一日から同月三十日までの間に、同月一日における状況を記載した様式第三号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　前項の届書には、第一条第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一条第一項の規定による請求書に添えて当該書類が既に提出されているときは、この限りでない。

（氏名変更の届出）

第五条　受給者は、氏名を変更したとき、又は氏名を変更した子どもがあるときは、十四日以内に、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第六条　受給者は、住所地の市町村の区域内において住所を変更したときは、十四日以内に、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　受給者は、住所を変更した子どもがあるときは、十四日以内に、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3　前項の届書には、当該子どもが受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき、又は当該市町村の区域外において住所を変更したときは、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写しを添えなければならない。

（受給事由消滅の届出）

第七条　受給者は、子ども手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。

（住民基本台帳法による届出）

第八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十三条又は第二十四条の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法附則第八条の規定により適用する同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項又は前条の規定による届出があったものとみなす。

（未支払の子ども手当の請求）

第九条　法第十一条に規定する未支払の子ども手当を受けようとする者は、様式第六号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

（子ども手当の支給に関する通知）

第十条　市町村長は、子ども手当の受給資格及びその額についての認定その他子ども手当の支給に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を請求者又は受給者に通知しなければならない。

（添付書類の省略等）

第十一条　市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員（法第十六条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	第六条	第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条		
	市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）	法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条の認定をする者		
第一条第二項第一号	の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する子どもがあるときは、当該子ども	及び子ども		
第二条第一項 第三条 第四条第一項 第五条 第六条第一項及び第二項 第七条 第九条 第十条 第十一条	市町村長	法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条の認定をする者		
第六条第一項	住所地の市町村の区域内において住所	住所		
第六条第三項	前項	当該子どもが受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき、又は当該市町村の区域外において住所を変更したときは、当該子ども	前二項	受給者又は当該子ども

2　公務員については、第八条の規定は、これを適用しない。

（児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え）

第十三条　法第二十条第一項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二の見出し	令第七条の二第四号	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令第七条の二第四号
第十二条の二	令第七条の二第四号	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により適用する令第七条の二第四号
第十二条の三	令	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令
第十二条の四（見出しを含む。）	令第七条の八第一項	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する令第七条の八第一項
	第十二条の二第一号	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行規則」という。）第十二条の二第一号